(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法	フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法
1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。	(新設)
2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からe)のとおりとする。 (図略)	<u>1</u> <u>様式</u> (新設)
	JAS)
図1-格付の表示の様式	認証機関名
a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。 b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。 c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。 d) 認証機関名の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。 e) 認証機関名は、略称を記載することができる。	ア 円の外径は、25mm以上とする。 イ 円の縁の幅は、円の外径の1/20とする。 ウ JASの文字の高さは、円の外径の3/10とする。 エ その他の文字の高さは、円の外径の1/5とする。 オ 認証機関名は、略称を記載することができる。
3 格付の表示の方法 各枚又は各こりごとに <u>、材面</u> の見やすい箇所に <u>付さなければならない。</u>	2 <u>表示の方法</u> 各枚又は各こりごとに <u>、材面</u> の見やすい箇所に <u>付すること。</u>